

平成28年2月4日

生徒・保護者様

授業料にかかる 平成28年度就学支援金の手続きについて

千葉県立松戸高等学校 事務室

1 現在就学支援金受給の認定を受けている生徒

平成28年6月までの授業料は、2年生・3年生になっても引き続き就学支援金が国から支給されます。

平成28年7月～平成29年6月（3年生は3月まで）の就学支援金を受給するためには、「収入状況届出書」に平成28年度の課税証明書等を添付して提出していただく必要があります。提出は、今年度と同様7月頃となる予定です。

2 現在就学支援金の受給認定となっていない生徒

保護者等の平成27年度の市町村民税所得割額が304,200円以上であったため申請しなかった方は平成28年度の納税通知書、特別徴収税額通知書等で平成28年度の市町村民税所得割額を確認しその金額が304,200円未満であれば、就学支援金の申請をしていただく事により就学支援金が受給できます。

提出は、平成28年7月にお願いします。

注 意

1、2のどちらも平成27年の所得を申告していないと市町村民税所得割額の決定ができず、課税証明書等を取得することができません。

会社員の方で年末調整を行っていない方や自営業の方は、必ず確定申告をしていただくよう、お願いします。

新年度になりましたら、就学支援金の申請用紙の配布とご案内をいたします。

○その他

現在、就学支援金受給の認定を受けているが、支給停止となっている生徒（休学、留学、平成27年7月の収入届出書が未提出）については、支給再開の準備が整いましたら本校事務室までご連絡ください。届出の翌月から支給再開となりますので、速やかにお願いします。

また、転居等により住所を変更したが事務への手続きを済ませていない（身分証明書の記載が変わっていない）場合は必ず手続きをしてください。

不明な点がありましたら、本校事務室 TEL 047-341-1288 までお問い合わせください。